

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		開発許可を受けた土地における予定建築物等の変更許可
根拠条例・規則名		都市計画法
条 項		第 42 条第 1 項ただし書き
所 管 部 課		都市局 都市計画部 都市計画課 (電話：048-829-1428)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可基準  許可の基準については、「さいたま市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」及び「さいたま市開発行為等に関する道路等及び排水施設技術基準」を準用する。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 令和 4 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	行政庁における審査 13 日
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 30 年 12 月 21 日最終改正
備 考		開発審査会へ諮問するものについては、標準処理期間を適用しない。